



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

| 目次（*については県例規集掲載事項） | （取扱課室名） | ページ |
|--|---------|-----|
| ○ 告示 | | |
| 138 森林病虫害等防除法による防除命令の内容 | （森林整備課） | 1 |
| 139 〃 | （ 〃 ） | 2 |
| 140 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意 | （資源管理課） | 3 |
| 141 道路の区域変更 | （道路保全課） | 7 |
| 142 道路の供用開始 | （ 〃 ） | 7 |
| *143 平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部改正 | （会計課） | 7 |
| ○ 選挙管理委員会告示 | | |
| 8 政治団体の届出事項の異動の届出 | | 8 |
| 9 政治団体の解散の届出 | | 9 |
| 10 政治団体の設立の届出 | | 9 |
| ○ 訓令 | | |
| *2 和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令 | （公共建築課） | 9 |
| ○ 正誤 | | |
| 令和6年3月26日付け和歌山県報号外（2）和歌山県条例第46号中 | | 13 |

告 示

和歌山県告示第138号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和7年2月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和7年4月1日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第139号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和7年2月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和7年4月1日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)によ

り申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第140号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年2月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名 | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|--|------------|---------------------------------|
| 和歌山市深山103 市川智司 和歌山市加太164-2 小島浩 | 加太 加入区 | 加太漁業協同組合 |
| 和歌山市本脇560-87 柳田次郎 和歌山市本脇543番地 中村拓也 | 西脇 加入区 | 和歌山北漁業協同組合 |
| 和歌山市雑賀崎1247-5 濱田富浩 和歌山市雑賀崎1386 濱口裕夫 | 雑賀崎 加入区 | 雑賀崎漁業協同組合 |
| 和歌山市田野150 北村太彦 和歌山市田野255 淡路貴弘 | 田野浦 加入区 | 和歌山北漁業協同組合 |
| 海南市冷水510 八木芳行 海南市冷水429 寺下清貴 | 冷水浦 加入区 | 海南市漁業協同組合 |
| 海南市下津町塩津1231 寺脇寛治 海南市下津町塩津134 山下幸平 | 塩津 加入区 | 海南市漁業協同組合 |
| 海南市下津町丸田1133-2 溝上力 海南市下津町丸田1120-38 坂本良樹 | 戸坂 加入区 | 和歌山北漁業協同組合 |

| | | |
|--|---------------------|-------------------|
| <p>海南市下津町大崎951番地 横田利文 海南市下津町大崎372番地 武田唯夫</p> | <p>大崎 加入区</p> | <p>海南市漁業協同組合</p> |
| <p>海南市下津町下津1472番地3 谷村博 海南市下津町下津1568番地 木良典</p> | <p>下津 加入区</p> | <p>海南市漁業協同組合</p> |
| <p>有田市初島町浜1769-1 南村嘉秀 有田市初島町浜1769-1 南村尚志</p> | <p>初島 加入区</p> | <p>有田箕島漁業協同組合</p> |
| <p>有田市宮崎町2357 嶋田栄人 有田市宮崎町403-3 尾藤勝徳</p> | <p>有田箕島 加入区</p> | <p>有田箕島漁業協同組合</p> |
| <p>有田市千田1427-3 宮崎正 有田市千田1440 上野山繁紀</p> | <p>千田 加入区</p> | <p>有田箕島漁業協同組合</p> |
| <p>有田郡湯浅町大字田24 蜂谷和彦 有田郡湯浅町大字田1091-5 竹中誠吾</p> | <p>田村 加入区</p> | <p>湯浅湾漁業協同組合</p> |
| <p>有田郡湯浅町大字栖原836 中尾一平 有田郡湯浅町大字栖原914 芦内茂博</p> | <p>栖原 加入区</p> | <p>湯浅湾漁業協同組合</p> |
| <p>有田郡湯浅町湯浅357 深野幸男 有田郡湯浅町湯浅3102 小川真次</p> | <p>湯浅中央 加入区</p> | <p>湯浅湾漁業協同組合</p> |
| <p>有田郡広川町唐尾1058 西出一弘 有田郡広川町唐尾1055番地 尾崎勇介</p> | <p>唐尾 加入区</p> | <p>湯浅湾漁業協同組合</p> |
| <p>日高郡由良町大字衣奈786-1 中嶋勝則 日高郡由良町大字衣奈890-1 湯川哲司</p> | <p>衣奈浦 加入区</p> | <p>紀州日高漁業協同組合</p> |
| <p>日高郡由良町戸津井2-1 戸田良男 日高郡由良町戸津井24 中川繁樹</p> | <p>小引浦 加入区</p> | <p>紀州日高漁業協同組合</p> |
| <p>日高郡由良町大字大引947-2 山口太志 日高郡由良町大字大引405 浦勇幸彦</p> | <p>大引 加入区</p> | <p>紀州日高漁業協同組合</p> |
| <p>日高郡由良町網代55 中野仁 日高郡由良町江ノ駒42-2 西洋之</p> | <p>由良浦 加入区</p> | <p>紀州日高漁業協同組合</p> |

| | | |
|--|------------|------------|
| 日高郡由良町大字神谷139 中野豊 日高郡由良町大字神谷263-2 中村茂隆 | 由良町 加入区 | 由良町漁業協同組合 |
| 日高郡日高町志賀3960-1 濱正彦 日高郡日高町大字阿尾1531 白井健次 | 比井崎 加入区 | 比井崎漁業協同組合 |
| 日高郡美浜町三尾920 山下利彦 日高郡美浜町三尾516 団栗博文 | 三尾 加入区 | 三尾漁業協同組合 |
| 日高郡美浜町大字田井228-4 山見茂二 日高郡美浜町大字田井522 福田隆治 | 美浜町 加入区 | 紀州日高漁業協同組合 |
| 御坊市名田町上野1626-2 芝田義一 御坊市名田町野島3453-1 前田功二 | 御坊市 加入区 | 紀州日高漁業協同組合 |
| 日高郡印南町印南1262 山本薫 日高郡印南町印南4485-21 吉川優 | 印南町 加入区 | 紀州日高漁業協同組合 |
| 日高郡みなべ町塚483-7 小谷繁 日高郡みなべ町塚577-5 小谷博 | 南部町 加入区 | 紀州日高漁業協同組合 |
| 田辺市江川9番36号 久保勝 田辺市江川13-14 田中岩吉 | 田辺 加入区 | 和歌山南漁業協同組合 |
| 田辺市磯間17-8 道畑朋浩 田辺市磯間26-7 道畑朋幸 | 湊浦 加入区 | 和歌山南漁業協同組合 |
| 西牟婁郡白浜町559 辻照幸 西牟婁郡白浜町1063-22 真鍋和功 | 白浜 加入区 | 和歌山南漁業協同組合 |
| 西牟婁郡白浜町堅田2521 堅田漁業協同組合 代表理事組合長 堅田隆弘 西牟婁郡白浜町堅田2075 津田新司 | 堅田 加入区 | 堅田漁業協同組合 |
| 西牟婁郡白浜町日置982-39 木岡明雄 西牟婁郡白浜町日置339-4 三倉隆 | 日置 加入区 | 和歌山南漁業協同組合 |
| 西牟婁郡すさみ町周参見3354-4 朝本智夫 西牟婁郡すさみ町周参見2195 上山房男 | すさみ 加入区 | 和歌山南漁業協同組合 |

| | | |
|---|-------------|------------|
| 東牟婁郡串本町潮岬3380-360 濱中一輝 東牟婁郡串本町田並1256 懸橋実 | 串本 加入区 | 和歌山東漁業協同組合 |
| 東牟婁郡串本町大島64-7 木本健市 東牟婁郡串本町大島1794-22 稲田博 | 大島 加入区 | 和歌山東漁業協同組合 |
| 東牟婁郡串本町須江541 濱光 東牟婁郡串本町須江112-1 西川正利 | 須江 加入区 | 和歌山東漁業協同組合 |
| 東牟婁郡串本町檜野858-1 鈴木誠 東牟婁郡串本町檜野763-1 廣浦清弘 | 檜野 加入区 | 和歌山東漁業協同組合 |
| 東牟婁郡串本町上野山34 杉本武雄 東牟婁郡串本町古座253-1 橋野光雄 | 古座 加入区 | 和歌山東漁業協同組合 |
| 東牟婁郡串本町西向499番地2 峠栄作 東牟婁郡串本町伊串290番地 堀込康裕 | 西向 加入区 | 和歌山東漁業協同組合 |
| 東牟婁郡串本町田原612番地1 垣下良夫 東牟婁郡串本町田原2740 中川与志夫 | 下田原 加入区 | 和歌山東漁業協同組合 |
| 東牟婁郡太地町太地4201-1 志村知彦 東牟婁郡太地町大字太地763番地の2 清水洋介 | 太地 加入区 | 太地町漁業協同組合 |
| 東牟婁郡那智勝浦町浦神1075 畑下源保 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神604-1 畑下隆生 | 浦神 加入区 | 和歌山東漁業協同組合 |
| 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川89-28 片谷匡 東牟婁郡那智勝浦町大字北浜2-65 藪内和利 | 紀州勝浦 加入区 | 紀州勝浦漁業協同組合 |
| 東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井489 向井誠士 東牟婁郡那智勝浦町大字狗子ノ川157-363 亀井信行 | 宇久井 加入区 | 宇久井漁業協同組合 |
| 新宮市三輪崎1-8-30 小芝育夫 新宮市佐野1-1-39 橋本正志 | 三輪崎 加入区 | 三輪崎漁業協同組合 |
| 新宮市王子町三丁目10番6号 中村進太郎 新宮市王子町三丁目10番6号 岡田明 | 新宮 加入区 | 新宮漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年2月28日から同年3月14日まで

(2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

日本漁船保険組合和歌山県支所

関係漁業協同組合事務所（本所及び支所）

和歌山県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 紀の川市桃山町段字北嶋363番1地先から同市桃山町元字山崎1番13地先まで | 旧 | 4.00 } 14.20 | 2,311.90 | |
| 同上 | 新 | 3.20 } 19.30 | 2,301.73 | |

和歌山県告示第142号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 紀の川市桃山町段字北嶋363番1地先から同市桃山町元字山崎1番13地先まで

供用開始の期日 令和7年2月28日

和歌山県告示第143号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

3 収納代理金融機関の表中

| | | |
|------------|----|-------|
| 近畿労働金庫 | 同上 | を |
| 近畿労働金庫 | 同上 | |
| 和歌山県農業協同組合 | 同上 | に改める。 |
| | | |

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年2月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異 動 年月日 |
|----------------------|--------|---------------|----------------------|-----------------|--------------|
| 参政党和歌山第2支部 | 岡本喜好 | 代表者 | 岡本喜好 | 栗山衛人 | 令和 7.1.6 |
| 自由民主党和歌山県宅建支部 | 角幸彦 | 会計責任者 | 田村宣明 | 西川純司 | 令和 6.6.20 |
| 立憲民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部 | 村上賀厚 | 政治団体の名称 | 立憲民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部 | 立憲民主党和歌山県第1区総支部 | 令和 7.2.5 |
| | | 主たる活動区域 | 和歌山県 | 衆議院和歌山県第1区 | 令和 7.2.5 |
| | | 国会議員関係政治団体の区分 | 参議院議員（候補者等） | 衆議院議員（候補者等） | 令和 7.2.5 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異 動 年月日 |
|-------------|--------|------------|----------------|------------------|--------------|
| 宮本憲治後援会 | 林伸幸 | 主たる事務所の所在地 | 海南市藤白538番地1 | 海南市船尾125 | 令和 7.1.16 |
| | | 会計責任者 | 宮本邦彦 | 宮本澄美 | 令和 7.1.16 |
| 谷口和樹後援会 | 榎本和人 | 代表者 | 榎本和人 | 二神隆 | 令和 7.1.17 |
| 和歌山県宅建政治連盟 | 角幸彦 | 会計責任者 | 田村宣明 | 西川純司 | 令和 6.6.20 |
| 世耕弘成後援会田辺支部 | 中田基晴 | 会計責任者 | 奥山正継 | 大谷政照 | 令和 7.1.27 |
| 小森かずのり後援会 | 小森一典 | 主たる事務所の所在地 | 西牟婁郡白浜町日置380番地 | 西牟婁郡白浜町日置383番地の6 | 令和 7.2.6 |

| | | | | | |
|-----------|------|-------|------|------|--------------|
| 小西のりたみ後援会 | 中畑博文 | 会計責任者 | 山地敏文 | 上田哲郎 | 令和 7.1.29 |
|-----------|------|-------|------|------|--------------|

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年2月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解 散 年月日 |
|------------|--------|---------------|
| 自由民主党あおい支部 | 森紀彦 | 令和 6.12.25 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解 散 年月日 |
|------------|--------|---------------|
| 和歌山県介護福祉連盟 | 成尾洋之 | 令和 6.11.30 |
| 早川正志後援会 | 畑崎周定 | 令和 6.12.30 |
| かねしま弘幸後援会 | 和泉行洋 | 令和 7.1.20 |

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年2月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-------------------|--------|----------|---------------------|--------------|
| 大桑くにとし後援会 | 大桑邦稔 | 有北浩基 | 和歌山市西小二里三丁目5番14号 | 令和 7.1.24 |
| 和歌山県介護障害福祉事業者政治連盟 | 和田好史 | 丸井統博 | 和歌山市和歌浦東二丁目4-86 | 令和 7.1.30 |
| 前畑たけし後援会 | 前畑壮志 | 前畑壮志 | 和歌山市湊通丁南一丁目3番地1 2-C | 令和 7.2.7 |

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁中一般
各 かい

和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年2月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県営繕工事施行事務規程（平成6年和歌山県訓令第14号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第3条関係)

| | | |
|--------|----|--|
| 担 当 | 建築 | |
| | 電気 | |
| | 機械 | |

| | | | |
|------------------------|-----------|-------------|---------|
| 公共建築課長 (西牟婁振興局建設部長) 様 | | 依頼者 | |
| 年 月 日 | | | |
| 営繕工事施行依頼書 | | | |
| 施設 の 名 称 | | | |
| 工 事 の 内 容 | | | |
| 構 造 ・ 階 数 | | | |
| 延床面積 (m ²) | | | |
| 所 在 地 | | 用 途 | |
| 敷地面積 (m ²) | | 敷地所有者 | |
| 区分 (コード) | 款 () | 項 () | 目 (・) |
| 歳 出 科 目 | | | |
| (単位:千円) | | 年度 | 年度 |
| | | 年度 | 計 |
| 予 算 内 訳 | 工 事 請 負 費 | | |
| | 委 託 料 | | |
| | 明 細 | 設 計 | |
| | | 地 質 調 査 | |
| | 明 細 | 監 理 | |
| | | 工 事 雑 費 | |
| | 明 細 | 旅 費 | |
| | | 消 耗 品 費 | |
| | | | |
| | | | |
| 財 源 内 訳 | 国 庫 補 助 金 | | |
| | | | |
| | 起 債 | | |
| 一 般 財 源 | | | |
| 債務負担行為 | | 承認額 | 千円 |
| | | 議決日 | 年 月 日 |
| 特記事項 | | 連 絡 先 | 氏 名 |
| | | | 電 話 |
| | | | 担当 |
| | | 予算 | |
| 周辺との調整 | | 済・未済・不要 () | かい |

太線内のみ必要事項を全て記入してください。

別記第2号様式(第5条関係)

営繕工事完成通知書

| | | | |
|-------|-----------------------------|-----|--|
| 施設の名称 | | 所在地 | |
| 区分 | 1 新築 2 増築 3 改修(外部・内部) 4 () | | |

(建物)

| 建物名称 | 屋根の種類 | 階数 | 構造 | 建築面積 | 価格(円) | 工事完成日 | 備考 | |
|------|-------|----|----|------|-------|-------|----|----|
| | | | | 延床面積 | | | 区分 | 価格 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(附属物及び施設)

| 附属物又は施設の名称 | 構造 | 数量 | 価格(円) | 工事完成日 | 備考 |
|------------|----|----|-------|-------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

添付書類

- 1 関係図面
 - 2 検査調書(写し)
- 上記のとおり営繕工事を完了したので通知します。

年 月 日

県土整備部都市住宅局公共建築課長(西牟婁振興局建設部長)

課(室)長 様
(各種委員会の事務局長)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

正 誤

令和6年3月26日付け和歌山県報号外(2)和歌山県条例第46号中

| ページ | 誤 | 正 |
|-----|-------------|-------------|
| 2 | <u>議会</u> へ | <u>議長</u> へ |